

下関市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 26 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 17 年条例第 282 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申出書等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の申出書は、地区計画等に関する申出書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 4 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 地区計画等の区域図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (2) 土地利用計画図
- (3) 地区計画等の区域の公図の写し（地積測量図又は分間図）
- (4) 土地所有者等一覧表（様式第 2 号）
- (5) 同意書（様式第 3 号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

地区計画等に関する申出書

年 月 日

(あて先)下関市長

住 所
申出者 氏 名
連絡先



下関市地区計画等の案の作成手続に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

地区 計 画 等	名 称	
	位 置	
	面 積	ヘクタール
申 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の決定 <input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の変更 <input type="checkbox"/> 地区計画等に関する原案	
申 出 の 理 由		
申 出 の 内 容		

備考

- 1 申出者が法人の場合は、住所の欄にはその主たる事務所の所在地を、氏名の欄にはその名称及び代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- 2 申出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)